

全日ア連競技第 25-063 号
2026 年 3 月 31 日

加盟団体各位

(公社)全日本アーチェリー連盟
競技部長 小杉理加
(公印省略)

2026-2027 年度 競技規則の改定および PDF 版公開について(通知)

平素より本連盟の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、2026-2027 年度版 競技規則を下記のとおり改定し、本連盟ホームページにて PDF 版を公開いたしましたので通知いたします。冊子版につきましては、印刷工程等の都合により、審判員の皆様のお手元に届くまで 1~2 か月程度を要する見込みです。冊子到着までの期間は、PDF 版を公式規則としてご参照ください。

【改正の背景】

本改正は、2026 年 1 月 15 日に世界アーチェリー連盟(WA)が発表した大幅な規則改定を受け、国内競技会の運営に齟齬が生じないように、必要な範囲で日本版規則へ反映したものです。

ただし、WA の章立て変更を日本版へ全面的に適用するには、

- 発表から施行までの期間が約 1 か月半と極めて短かったこと
- パラアーチェリー規則が大幅に改定された一方、本連盟のパラ事業が 2025 年度途中からの参画であり、2026 年度から本格運用となること

などの理由から、章立ては現行日本版を維持しつつ、罰則関連などは WA の整理方法を採用する形といたしました。

【施行日】

本改定は、2026 年 4 月 1 日より施行いたします

【主な改定点(概要)】

- これまで明文化されていなかった通則を明文化
 - ・ 競技委員長、審判長、DOS の兼務を不可とする(第 103 条)
 - ・ 3m ライン、1m ラインはエリア内とする(第 124 条)
 - ・ 決勝会場に弓を 2 セット持ち込むことができる(第 205 条) 等
- パラアーチェリー規定の大幅改定と独立章化
 - ・ 「クラス分けハンドブック」の内容が競技規則に統合され、独立した章として再構成
 - ・ 2025 年度途中からの移行期間であり、専門的内容を十分に検証する時間が不足
⇒踏み込んだ内容の反映は次期改定に回し、現時点では必要最小限の整合に留めた

- 競技者の責任の明確化と罰則の厳格化
 - ・用具違反は「得点無効」から「失格・順位剥奪」へ統一(第 201 条)
 - ・矢の抜き忘れは競技者の責任とし、残存があっても競技進行は中断せず、補充矢の行射も行わない(第 208 条)
 - ・競技者が自らのスコアカードの最終的な責任を持つ(第 208 条) 等
- 運営面の変更
 - ・ウエイティングライン(WL)、メディアライン(ML)の距離変更、用具ライン(EL)の新設(第 124 条)
 - ・インドア競技における競技者一人当たりの行射スペースが 80cm から 70cm に変更(第 124 条)
 - ・練習は 3 エンドを基本とするが、主催者の判断でエンド数を変更できる(第 215 条)
 - ・カテゴリーおよびラウンドの新設(第 110 条ほか)
 - 〈新設カテゴリー〉
 - リカーブ高校生：60mラウンド
 - リカーブ中学生：中学生 30mラウンド
 - リカーブ小学生：小学生 18mラウンド 等
- 順位付けの変更(第 208 条)
 - ・同点時の順位決定方法の変更(X 数を先に比較する)
 - ・マッチ戦の敗退者(今まで 5 位～8 位は 5 位、9 位～16 位は 9 位となっていたものは、敗退したマッチ戦の素点平均で順位付けを行う)
- 競技者の基本動作に関する留意事項

今回の改正では、安全確保および適正な行射動作に関する規定が明確化されました。日頃の練習段階から以下の基本動作を確実に身につけていただくことが重要となります。

 - ・フルドロー時に頭が射線の真上に位置するように起立して行射すること(第 206 条)
 - ・弓を引く際は、常に弓を自分の標的方向へ向けて取り扱うこと(第 206 条)

【その他の規則・規程の変更について】

- 公認審判員規程
 - ① 2 級・3 級に「認定試験」を導入

これまで講習会修了のみで取得できた資格について、2 級・3 級ともに認定試験を必須化します
 - ② 3 級の資格取得要件の緩和
 - ・年齢要件を 18 歳以上 → 16 歳以上に引き下げ
 - ・全ア連登録 1 年以上の要件を撤廃

これにより、競技未経験者や高校生年代からの審判員育成を促進します
 - ③ 施行日は 2027 年 4 月 1 日

規程の改定日は 2026 年 4 月 1 日ですが、施行は 2027 年 4 月 1 日とし、準備期間を確保します
 - ④ 認定試験の実施方法・講習会報告書等の詳細

認定試験の運用方法、講習会の実施要領、報告書の様式などの詳細は、2026 年 12 月開催の「全国指導者・審判員ルール研修会」で説明します

■ 日本記録の承認および管理要領

- ・新記録が樹立された場合、選手が競技会主催者に申告し、主催者が全ア連へ申請する方式に統一
- ・日本記録の認定には、日本国籍を証明する書類の提出が義務化。
※ただし、既に日本記録一覧に掲載されている選手、ナショナルチーム所属選手は提出不要
- ・日本国際記録の定義を明確化
全ア連登録をしている外国籍選手を対象とし、日本記録を上回る記録を樹立した場合に「日本国際記録」として管理
- ・「新記録承認申請書(競技・様式第4号)」を変更

【公開資料】

以下の資料を本連盟ウェブサイトに掲載しております。

- ・全日本アーチェリー連盟競技規則 2026-2027 (PDF版)
- ・2026-2027 競技規則 新旧対比表

PDF版および関連資料は以下のURLよりご確認いただけます。

<https://www.archery.or.jp/etc/details/2026-2027.html>

加盟団体におかれましては、所属選手・指導者・審判員への周知徹底と、円滑な競技会運営へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上